

## 役員報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人発酵研究所(以下「この法人」という。)定款第 16 条(評議員に対する報酬)及び第 31 条(役員報酬)の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性を確保することを図ることとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 26 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊料を含む)、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤理事及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事は付表に定める報酬額の範囲で、非常勤役員(非常勤の理事長は除く)及び評議員は理事会又は評議員会出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ第 6 条に定めた退職慰労金を支給することができる。なお、非常勤役員の退職にあたっては、在任中特に功績が顕著と認められるときは理事会の決議をもって退職慰労金を支給することができる。

### (報酬の額)

第 4 条

理事長(常勤)、理事長(非常勤)、常務理事(常勤)の報酬は付表に定める報酬額の範囲で、報酬月額として支給する。

- 2 理事（非常勤）、監事（非常勤）、評議員（非常勤）の報酬は付表に定める額を支給する
- 3 1項および2項の報酬額は評議員会で定める。

（報酬の支給日及び支給方法）

- 第5条 常勤理事及び非常勤の理事長の報酬は、法令に基づき控除すべき金額がある場合は控除し、毎月25日に振り込みで支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その日の前において最も近い休日等でない日に支給する。
- 2 前条第4項及び第5項に定める報酬の支給は前項に準じた日に振込みにより支給する。

（退職慰労金）

- 第6条 退職慰労金は、常勤理事として円滑に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。なお、死亡により退職した者については、その法定相続人に支給するものとする。
- 2 次の各号に該当するときは、退職慰労金を減額又は支給しないことができる。
    - (1) 退職に当たり、この法人の業務運営に重大な支障をきたした場合
    - (2) 退職に当たり、この法人の社会的信用を傷つけ、又は在職中に知り得たこの法人の機密を漏らし、損害を与えた場合
    - (3) 役員を解任された場合
    - (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めた場合
  - 3 退職慰労金の額は、付表に定めた報酬額の範囲で支給された年額報酬をもとに算出した報酬月額(年額の12分の1)に在職年数を乗じた額とし、在職年数は、常勤理事が他企業からの出向の場合にはその出向期間が終了した月から退任の月まで、そうでない場合はこの法人の常勤理事に就任した月から退任の月までとする。

なお、1年に満たない端数が生じたときは、端数月に12分の1を乗じた年数とし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
  - 4 業績が顕著と認められるときは、理事会の決議をもって増額することができる。ただし、金額は第3項で算定の額の30%を上限とする。
  - 5 退職慰労金の支給は第3項で算出された額から、法令によりその退職金から控除すべき額を控除した残額を支給する。

（再任等の取扱い）

- 第7条 常勤理事が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職慰労金は、引き続き在職したものとする。また、常勤理事が任期満了の日またはその翌日において非常勤理

事となったときは、その者の退職慰労金は常勤理事の任期満了の日またはその翌日をもって支給するものとする。

(費用)

- 第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたり支出した交通費、通勤費、その他費用等の実費相当額については、請求のあった日から遅滞なく支払うことができる。
- 2 常勤理事に係る通勤費は自宅からの距離が直線で 1.5 km 以上であるときは、合理的な経路を支給対象経路として原則 6 ヶ月単位で定期券相当額を支給する。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規定につき、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(雑則)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成 23 年 3 月 10 日理事会議決)

附 則

この規程は平成 30 年 6 月 25 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日に遡及適用する。

(平成 30 年 6 月 25 日評議員会決議)

附 則

この規程は令和元年 6 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及適用する。

(令和元年 6 月 6 日評議員会決議)

附 則

この規程は令和 6 年 6 月 24 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日に遡及適用する。

(令和 6 年 6 月 24 日評議員会決議)

付表

役員報酬表

職 位	報 酬 額
理事長（常勤）	年額 11,000,000 円以内
理事長（非常勤）	年額 5,500,000 円以内(又は日額 55,000 円以内)
常務理事（常勤）	年額 9,900,000 円以内
理 事（非常勤）	日額 55,000 円以内
監 事（非常勤）	日額 55,000 円以内
評議員（非常勤）	日額 55,000 円以内

(注) 非常勤役員の報酬額は源泉徴収税額込の金額。